第五十七条第一項ただし書中「適用しない」を「適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しない」に改め、同条第二項中「適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（以下この条において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた」を「前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項及び次項」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下この項」に、「適格合併等の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前」に、「第六項」を「第五項」に、「第五項又は第九項」を「第四項又は第八項」に、「、第四項及び第八項」を「及び第七項」に、「適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項及び次項」を「内国法人」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項」に、「未処理欠損金額は」を「未処理欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は」に、「当該合併法人等」を「当該内国法人」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の適格合併に係る被合併法人（同項の内国法人が当該適格合併により設立された法人である場合にあつては、当該適格合併に係る他の被合併法人。以下この項において同じ。）との間に支配関係があるものに限る。）又は前項の残余財産が確定した他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の前項に規定する未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を営むための合併として政令で定めるものに該当する場合又は当該被合併法人等と同項の内国法人との間に当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日）の五年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

第五十七条第三項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「合併法人等との間に当該特定資本関係が生じた」を「内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に改め、同項第二号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「特定資本関係法人（）を「支配関係法人（）に、「に特定資本関係」を「に支配関係」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「、適格分割又は適格現物出資」を「若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配」に、「適格合併等」を「適格組織再編成等」に、「行われ、かつ、当該特定資本関係が」を「行われた場合（」に、「日の属する事業年度（」を「日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（）に、「合併等事業年度」を「組織再編成事業年度」に、「以後に生じている場合」を「、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）」に、「合併等事業年度以後」を「組織再編成事業年度以後」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「当該特定資本関係が生じた」を「最後に支配関係があることとなつた」に、「合併等事業年度」を「組織再編成事業年度」に改め、同項第二号中「当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は」を削り、「（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは」を「又は」に改め、「当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度又は」を削り、「第八十一条の九第五項」を「第六十一条の九第六項」に改め、「当該前日の属する事業年度又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「適格合併に」を「第二項の適格合併に」に、「合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うもの」を「同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人」に、「、これらの連結法人」を「、当該被合併法人又は他の内国法人」に、「適格合併又は合併類似適格分割型分割の日」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「生じたこれらの連結法人の」を「生じた」に、「第二項」を「同項」に、「その」を「当該」に、「又は分割法人」を「又は他の内国法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は合併類似適格分割型分割」を削り、「分割法人」を「残余財産が確定した他の内国法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次の各号に規定する場合に該当する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　内国法人（第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日から同日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第五項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。次号において同じ。）

第五十七条第九項第二号を削り、同項第三号中「連結法人である当該内国法人」を「内国法人（連結法人に限る。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第六項の」及び「第六項に規定する」を「第五項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「合併法人等が同項の適格合併等」を「合併法人が適格合併」に、「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の二第一項中「第六項」を「第五項」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「第四号に掲げる事由」の下に「（同号に規定する適格合併に係る部分に限る。）」を加え、「同号に規定する適格合併等」を「当該適格合併」に改め、「。次項」の下に「及び第三項」を加え、同項第四号中「又は分割法人」を削り、「前条第二項に規定する適格合併等（次項第一号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う」を「適格合併を行い、又は当該欠損等法人（他の内国法人との間に当該他の内国法人による完全支配関係があるものに限る。）の残余財産が確定する」に改め、同条第二項中「が該当日（第八十一条の九の二第一項」を「と他の法人との間